

神仏分離令

神職

右之通從

朝廷被 仰出候間、在中

神職江可被相触候、以上

五月

別紙之神職共江之達向
國々触頭未定之事ニ付、
其藩々より可被為達
置候事

閏四月十九日 神祇事務局

別紙
一神職之者家内ニ至迄、
以後神葬祭相改可

申事

一今度別當・社僧、還俗
之上者、神職ニ立交候
之節茂神勤順席等、
先是迄之通、相心得可

申事

右之通被
仰出候事

閏四月 神祇事務局

諸國

神職

〈読み下し文〉

別紙の神職どもえの達たつし向き

國々触頭未定のふれがしらことにつき、その藩々より達し置きなさるべく

候うそりこと

閏四月十九日 神祇事務局

別紙

一神職の者家内にいたるまで、以後神葬祭相改め申すべきこと
一このたび別當・社僧、還俗のうえは、神職に立ち交じり候の節
も神勤順席等、まずこれまでの通り、相心得こころうえ申すべきこと
右の通り仰せ出され候こと

閏四月 神祇事務局

諸國 神職

右の通り朝廷より仰せ出され候あいだ、在中神職え相触れらるべく候、以上

五月

〈用語の解説〉

- ・触頭：寺社奉行からの触れを各寺社に伝達したり、寺院からの訴訟を取り次いだ。
- ・別当：神社に付属しておかれた寺院の僧侶。
- ・社僧：神宮寺・別当寺の僧侶で、神社に属して仏事にあたつた。
- ・還俗：出家した者がふたたび俗人にかえること。
- ・神祇事務局：慶応4年正月の官制で定められた神祇事務科は、2月に神祇事務局、閏4月21日には神祇官となつた。

翌年（明治元年と改元）、神祇事務局は神職とその家族にいたるまで神葬祭に改めることを布達した。寺請制度のもとで神葬祭は禁止されており、神職の家といえども制約を受けていた。また別当・社僧の還俗を命じたうえで、神主・社人として「神勤」することとしている。

樋口村（現在の辰野町）を例にとると、荒神社別当寺の香蓮寺（こうれんじ）住職の觀清は明治2年に還俗を許され、改名して神職となつた。これにより香蓮寺は廃寺となつて、それとともに檀家（とうけん）は仏葬から神葬に改宗し、祖靈社（そりょうしゃ）を祀るようになった。

明治3年には大教（だいきょう）宣布の詔（みことのり）を発し、さらに伊勢神宮を頂点とする神社制度や、皇室行事を中心とする国家の祝祭日を定めた。政府の意図に反して、庶民のあいだには寺院の管理・統制に対する反感が仏教排撃へつながり、仏像・仏具や寺院の破壊といった廢仏毀釈（さいしゃく）が各地でおこつた。

小野村（現在の辰野町）では、神仏分離令が出されるよりさきに、はやくも廢仏毀釈のまえがれがあつた。觀音・地藏・念佛供養塔などが倒され、首がもぎとられるなどの破壊行為が行われた。こうした行為を、同村の寺子屋師匠は日記に「前代未聞の狼藉（ろうぜき）」と記している。また、仏教的な地名であつた「末に如何あらんか」と記している。

慶応3（1867）年12月、王政復古の大号令を発し新政権の樹立を宣言した。新政府は、神祇官（じんぎょかん）を再興するとともに、神社の別当・社僧の復飾（ふくしょく）（神官に復職）や、神社から仏像・仏具の除却（じょきやく）などを相次いで命じている。これら一連の法令を神仏分離（神仏判然）（はんぜん）令とよび、これまで続いてきた神仏習合を否定した。

た「餓鬼山」^{がき}「仏沢」^{ほとけざわ}を「五十鈴山」^{いすず}「藤沢」^{とうざわ}と改めた。

【参考文献】

- ・『辰野町誌 歴史編』辰野町誌刊行委員会
- ・岡田莊司編『日本神道史』吉川弘文館
- ・安丸良夫『神々の明治維新』岩波新書